

文化と個人の自由の両立

— 少数派民族の文化保護をめぐる困難の中で —

岸 下 卓 史

1. 問題の所在

現代世界ではグローバリゼーションに伴って文化をめぐる様々な問題が生じている。その中でも代表的なもののひとつは民族文化をめぐる問題である。そして、先進諸国と発展途上国間の極端な経済格差は、移民を増大させ、国境を越える人の移動の流れを引き起こしている。そのような世界的な状況の中で、異なった文化を背景にもつ人々同士がその文化に固有の価値観や宗教のせいで様々な局面で対立している。そうした国際労働力移動に伴って生じた異文化間の摩擦は、今日、多文化主義というひとつの理論的な立場によって解決が図られている。多文化主義的な見地から移民を受け入れている国々は、移民固有の文化の保護を自国の自由・民主主義的な原理と両立させながら、これまで移民を自らの社会に統合するための諸政策に着手してきたと言える。

けれども、筆者が本稿で民族文化との関連で論じようとしている対象は、上記のような移民ではなく、先住民族や国を持たない民族を含む少数派民族¹⁾である。従来の多文化主義に代表されるような文化保護の理論（筆者は後述の三者の理論を「文化保護の理論」と読み替える）は主として移民の文化保護を中心に議論を行ってきた。文化の問題について議論している著名な研究者であるテイラーとハーバーマスは、1990年代の多文化主義論争において様々なマイノリティについて言及している。けれども、それらへの言及があくまで自国のマイノリティに限定したかたちでなされて

おり、決して欧米先進諸国以外の第三世界の国家に特有の民族文化の問題に目を配るような類のものではなかった。欧米圏の先進諸国が旧植民地諸国・地域やアジア諸国から労働力としての移民を受け入れた結果、国内が多文化・多民族化しているのと同様に、第三世界の諸国でも過去の列強の植民地支配等に由来する多文化・多民族的な状況が先進諸国とは違ったかたちで今日見られる²⁾。だが、先進諸国の多文化をめぐる問題を扱う多くの研究者はこうした第三世界の民族文化をめぐる問題に対してこれまで積極的に関与してきたとはいいがたい。キムリッカは「民族マイノリティ (national minority)」を移民集団と切り離しつつ、このような先進諸国に限定されない民族文化の問題を議論している数少ない研究者のひとりである。とはいえ、筆者はキムリッカは自由主義的価値観に固執するあまり、第三世界の民族問題を論じ切れていないと考える。

以上の問題意識から、本稿はまず、テイラーとハーバーマス間の文化の保護をめぐる論争を取り上げ、両者が対立点を含みながらも、同時に基本的な類似点を共有するものであることを示す。次に、第三世界の民族文化の保護の問題に言及している稀有な理論家であるキムリッカの文化保護の理論を検討し、自由主義の立場から文化の保護を主張するという彼独特の理論構成を明らかにする。その上で、第三世界の民族問題とつぎ合わせた場合、上記の三者の理論が自由主義的な基礎を持っているために、それぞれが文化の保護を主張する際に現実的な困難に直面するという問題を指摘す

ると共に、三者の理論が文化と自由を両立させる上で効力を発揮するとすれば、それはどのようにしてなのかを見ていく。

2. テイラーとハーバーマスの理論的異同 —文化の保護をめぐる—

2.1. 文化保護の理論の自由主義的性質

カナダの政治哲学者チャールズ・テイラーとドイツの社会学者ユルゲン・ハーバーマスとの間で交わされた多文化主義論争は一般に、共同体主義者のテイラー³⁾と普遍主義者のハーバーマスとの間で多文化主義の是非を一方で強力なマイノリティ文化の保護の立場から、もう一方で普遍主義的な原理の優越を訴える立場から論争したものと認知されている。けれども、筆者の考えでは、両者の立場は双方とも西欧的な自由主義に依拠したものであるという点で大差のない類似的なものである。なるほど、確かに両者の見解はいくつかの点で異なってはいるが、基本的に両者が自由主義の擁護を文化の保護と結びつけているという意味ではほとんど意見において一致しているのである。そして、そうした事実は両者の理論が主に先進国の移民問題にのみ適用可能なものであり、第三世界における少数民族の文化を保護する上ではほとんど役に立たず、また、西欧的な政治思想を基礎とした理論であるため、第三世界の民族問題にアプローチする上で不適当な理論であることも意味する。

したがって、筆者は本章においてまずテイラーとハーバーマスの相違点をいくつか簡潔に指摘することとし、その後両者が自由主義や平等主義という立場を堅持している点においてきわめて強い類似性を示すという事実を、テイラー (Taylor 1994=1996) とハーバーマス (Habermas 1994=1996) を主として参照しながら主張していきたいと思う。その結果、両者の文化保護における理論的異同が明らかになるだろう。

2.2. 文化保護におけるテイラーとハーバーマスの対立点

多文化主義論争におけるテイラーとハーバーマスの議論において両者が理論的に異なっていると言えるのは主として次のような点からである。すなわち、①自由主義を差異に好意的なものとそうでないものとで区別するか否か、②差異 (文化) を固定的なものとして捉えるか、場合によっては消滅するものと捉えるか、③普遍主義を西欧に特有のものとするか、超文化的なあらゆる文化に適用可能なものとするか、の3点である。

まず、相違点の①に関してであるが、テイラーは次のように自由主義を二つのタイプに区分している。第一のタイプの自由主義は、カントの個人の自律性に関する哲学が「尊厳は、善き生活についてのある特定の理解——そこからの逸脱がその人の尊厳を減じるような特定の理解——よりも、むしろ、なんらかの見解を自ら考察し支持する力とより深く結びついている」(Taylor 1994=1996:78) と想定するものであり、国家が市民の善き生活について中立を保とうとする類の自由主義である。一方、第二のタイプはテイラーがカナダのケベックの事例を引きながら指摘しているタイプの自由主義である。テイラーによれば、第一の自由主義はケベック社会の構成員が切望している文化の存続の要求を取り込むことに失敗しているという点で不十分なものである。そのため、これに代わる自由主義は過度な原理主義を断固として拒否するように限界を設定しつつも、「ある種の画一的処遇の重要性と、文化的存続の重要性をすすんで比較考量し、時には、後者にそった選択をする」(同上:84) のである。結果、この差異に好意的なタイプの自由主義が差異に対して画一的な処遇を行う第一のタイプに対置される。

他方、相違点の①に関してハーバーマスは以下のような見解をとる。テイラーは集団的アイデンティティの保護は平等な個人の権利と衝突し、場合によってはどちらが優先されるべきか決定がなされなければならない、と仮定しているが、ハー

バーマスによればこの仮定自体誤りである。そして、「正確に理解されるのであれば、権利の理論は決して文化的差異を無視するものではない」(Habermas 1994=1996:162)ということ論証しようとする。まず、ハーバーマスは諸個人が法に従うだけでなく、法の作成に加わる存在であることを強調することによって、法が一方向的に画一的に諸個人に適用されるだけでなく、諸個人の生のコンテクストも取り込みうるものであると指摘する。そして、その結果、「あらゆる法体系は基本的権利の普遍的な内容の反映だけでなく、特定の生の形式の表現でもある」(同上:177)ことになり、自由主義的な法体系は諸個人の差異も包容しうる、という点がハーバーマスによって主張される。

次に、相違点②に関してであるが、まずテイラーはカナダのケベック問題の文脈で、(まさにケベックのような)集団的目標をもつ社会が、文化の中核となる言語を(きれいな空気や水のように)諸個人が利用を求める可能性のある集団的資源と考えて、その保全のために積極的に働きかけることを肯定的に評価している。さらに注目すべきことに、その地点から一歩進んで、「将来この場所に、フランス語の使用の機会を利用したいと望む人々の共同体が存在するようにする」(Taylor 1994=1996:80)ことも、今日のきわめて多文化化した社会では必要とされると論じているのである。つまり、テイラーは文化の存続が永遠になされるように、互いに異なる文化が固定化した状態で鼎立するような多文化的な世界をイメージしていると言えよう⁴⁾。

他方相違点②に関してハーバーマスは、テイラーの文化をきれいな空気や水のような諸個人によって使用される資源と考えて保全しようとする考えを、「種の保護に対するエコロジ的なパースペクティヴは文化には転用されえない」(Habermas 1994=1996:184)として批判する。この場合、文化や伝統は個人の自由な意思によって所有・保存の諸否が決定されるべきなのである。さ

らに、「近代社会において加速された変化はあらゆる停滞的な生の形式を爆破する。文化は、自己自身を変容させる力を自己への批判と自己からの離脱を引き出す場合にのみ生き残る」(同上:187)という文化観に基づいて、原理主義的伝統主義は今日の多文化社会における民主的立憲国家とは両立しえない点が主張される。

そして相違点③について述べるならば、まずテイラーは普遍主義を西洋に特有のもののみならずか否かに関して次のような議論を展開している。サルマン・ラシュディの『悪魔の詩』をめぐる論争の文脈において、イスラム教徒にとって西洋的な政教分離の発想は受け入れがたいものである。というのも、多くのイスラム教徒は「西洋型の自由主義は、自由主義的知識人の中で偶然評判のよい世俗的、脱宗教的なもの見方の表現というよりは、むしろキリスト教からのより有機的な産出物(Taylor 1994=1996:86)のように感じている。この地点において、自由主義は完全な文化的中立性を主張しえるものでなければ、また主張すべきものでもない。なぜなら、自由主義もまた「戦う一宗派」だからだ、と言い切る。このようなテイラーの見解から見えてくるのは、西欧が普遍主義として掲げる自由主義が世界の多様な文化とは明らかに異質なものであることを西欧の人々が正確に、そして時には真摯に自覚し、それでも生命の保護のような基本的人権の問題等に関しては、自らの異質性を自覚しつつ西欧として断固たる立場をとればよいという姿勢である。このようにテイラーは、西欧的な自由主義を普遍主義として主張することに対してはきわめて批判的である。

それに対してハーバーマスは、文化的な差異を包容するような権利の理論について検討することで、自由主義が西欧という固有の文脈を離れて普遍主義化する契機を示そうと試みる。その際、ハーバーマス(Habermas 1994=1996)は、普遍主義を合理的妥当性という概念に置き換えながら、普遍に対置される特殊性を西欧起源の合理性が取り込みうるものであることを主張することで、間

接的に普遍主義を正当化している。この正当化は先述の相違点①に関するハーバーマスの主張と類似したものである。つまり、立憲国家における法体系は基本的人権のような普遍的な内容のみならず、その成員の生の形式の表現でもあるのであって、立憲国家を構成する成員の生の形式に変化があった場合には、その法体系はそれに応じて変化するものなのである。そうすると当然、テイラーが主張するように、個人の権利の理論に過度な負担をかけるような類の特殊な集団的権利によって多様な生の形式の共存を保護する必要もなくなり、一貫性のある単一の権利の理論によって多様な文化出身の人々の文化を保護することが可能になる。このようにハーバーマスは普遍主義としての合理性を擁護している。

2.3. 文化保護におけるテイラーとハーバーマスの類似点

逆に、テイラーとハーバーマスの中で交わされた多文化主義論争において両者の見解が類似していると思われる点を、3点以下で指摘することができる。すなわち両者は共に程度の差はあれ、①あらゆる異質な文化出身の人々も社会に平等な仕方を受容されなければならないという前提を受け入れ、その際に、②仮に多数派社会が自由主義的であった場合、その自由主義は他の反自由主義的な文化から保護されなければならない、その際、③個人の自由にとってリベラルな文化というものが必要になる、という主張を行っているのである。以上の3点は両者の議論のごく基本的な一致点なのだが、筆者の後の議論では特に②、③の一致点が文化の保護との関連で重要になる。それは後に述べるとして、まずは類似点①について見ていく。

類似点①に関してまずテイラーは、差異に対して好意的な第二のタイプの自由主義を平等の観点から正当化している。「いまや根底にある要求は、普遍的な平等の原則である。……我々は普遍的に存在するもの——すべての人がアイデンティティ⁵⁾を持っている——に然るべき承認を与えるの

であるが、我々は、それぞれの人々の特殊なものを認めることを通して、これを行うのである」(Taylor 1994 = 1996 : 55) という主張は、テイラーが文化的に異質な者を多数派の社会が受け入れなければならないという平等主義的立場に立っていることの証左であると見なせる。ただ、彼の自由主義的な政治の区分によれば、第一の「平等の政治」は前近代的な名誉の観念から近代的な尊厳の観念への変化と、第二の「差異の政治」は神への従属から個人の独自性への忠実という変化に伴う「真正さ (authenticity)」の理念の出現と結びついており、テイラーは後者、すなわち差異に好意的な自由主義を擁護する。テイラーは、今日の多文化社会においては前者の政治と後者の政治が衝突した時、場合によっては後者が優先されるべきだと見ていることになるが、二つの自由主義的な政治が平等を志向するものと仮定するならば、テイラーは平等の優先順位について考察しているものであり、決して平等自体を否定しているわけではないことは自明と言える。

他方ハーバーマスは類似点①については、テイラーが平等概念を二つに区分していることを除いて、ほぼ同様の見解をとっている。ハーバーマスは西欧の移民受け入れを論じている箇所、人間の移民する権利について考察している。まず、民主的立憲国家は当然入国してくる移民たちに同化を要求することができるのだが、その同化は以下で述べる二つの同化のうちでも第一のものでなければならない。すなわち第一の政治的社会化の同化と第二の文化変容を伴う同化とでは前者のみが要求される。このことによって、移民は「彼らの出身文化の生の形式を放棄する」(Habermas 1994 = 1996 : 195-6) ことを免れ、移住先での市民としての権利を認められるのである。このようにハーバーマスは同化の水準を政治的社会化と文化変容の二つに区分し、受け入れ国が前者の同化を要求する点を除けば、移民が異質のまま社会に受容されることについては同意しているのである。

次に類似点②について、ハーバーマスはラシュ

ディ事件の文脈で、「不寛容の実践へと向かう原理主義は民主的立憲国家とは両立不可能なものである」(Habermas 1994=1996:188)と主張し、排他的で個人の自由に対して抑圧的な文化の存在を認めていない。なぜならこうした文化の存在は、互いの相互承認を必要とする平等な異質な生の形式同士の共存にとって脅威だからである。つまり、国家は生の形式の多様性に対して中立であるべきなのだが、この国家の中立性は正当な法制定や正当な権力行使のための手続き(憲法)に合意した文化にのみ中立を保障するのである。

類似点②についてテイラーは以下のような立場である。テイラーは結論としては、ラシュディ事件におけるイスラム原理主義の反自由主義的な姿勢に反対して「自由主義もまた、戦う一宗派であるのだ」(Taylor 1994=1996:86)と主張し、自らの差異に好意的な自由主義に限界を設定することで、自由主義の優位を自明のものとしている。ただ、彼の場合はそう断言する際の「ごちなさ」について論じており、断固とした自らの自由主義的姿勢に妥協することなく、他方で非西欧的な文化に属する人々の持つ疎外感を解消していかなければならないとしている。

類似点③について述べると、テイラー(Taylor 1985=1994:209-213)は、人間が自由を行使するためには自由の行使を可能とするための能力を開花させる自由な社会が存在していなければならない、社会が人間の自由の条件であるなら、個人はそれに貢献しなければならない、と主張する。自由の行使を許容する文化はどこにいても享受できるわけではなく、だとすれば、様々な歴史の変遷の中で発展してきた、自由に価値を置く一定の条件を備えた文化の中でしか人間は自由ではありえないということになる。

他方、類似点③についてハーバーマス(Habermas 1996=2004:289)も、自由主義国家の根幹である近代法の原理について論じている箇所、「近代法は一般に、明示的に禁じられていること以外は何でも許されるという原理に実効性

を与えている」と述べて、法が制限を課すと共に自由を付与する点を指摘している。このことは、一定の条件の下で自由を保障するのは近代法のみであり、結果、近代法を有する自由主義的な文化の中でしか自由は保障されないことを意味する。

これまでの本稿のテイラーとハーバーマスの議論間の相違点と類似点をまとめると次のようになるだろう。つまり、テイラーが文化を固定的で互いに特殊なものであるため容易に混じり合わないものと捉えているのに対し、ハーバーマスは文化を流動的で互いに普遍的なものを共有する、場合によっては組み合わせることも可能なものと考えている。これが両者の文化に対する見解の相違である。他方、両者の文化に関する議論には共通点もある。それは両者が異質な文化に対して平等主義的かつ自由主義的な立場を取っている点である。両者の共通点に注目すれば、多文化主義論争は自由主義を足場とする中で闘われたと、十分な根拠をもって指摘できる。

多文化主義論争が平等主義と自由主義を基礎にしてなされたという事実は、筆者がこれから主張していくように少数民族の文化の保護をきわめて困難なものにしている一つの要因である。そのため、筆者は以降で自由主義的かつ平等主義的な少数民族の文化の保護をめぐる議論がきわめて困難で問題を孕むことを指摘していきたい。

ところで、筆者は上記の二者の理論は移民の文化の保護について論じているだけで、少数民族の文化保護に伴う問題群への言及は不十分であるように思われる。そのため、以下では、ウィル・キムリッカのマイノリティ民族の文化保護の理論を検討することで上記の問題を考える上での一助にしたい。

3. キムリッカの文化保護の理論と自由主義

3.1. 文化保護の理論——「社会構成的文化」概念を中心に

カナダの政治哲学者ウィル・キムリッカは自身の多文化主義理論を展開するにあたって「社会構成的文化 (societal culture)」を中心に議論を組み立てている。以下ではまず本稿のテーマである文化保護と自由の間の葛藤について考えるために、キムリッカに固有の文化概念である社会構成的文化について検討する。

キムリッカによれば、社会構成的文化とは「公的領域と私的領域の双方を包含する人間活動のすべての範囲——そこには、社会生活、教育、宗教、余暇、経済生活が含まれる——にわたって、諸々の有意な生き方をその成員に提供する文化」と定義され、一定の地域にまとまって存在し、また共有された言語に基づく傾向があるものである (Kymlicka 1995 = 1998 : 113)。また別の箇所で、「私は『文化』という語を、『民族』という語と同じ意味で、すなわち制度化がほぼ十分に行きわたり、一定の領域や伝統的居住地に居住し、独自の言語と歴史を共有する、多世代にまたがる共同体を指すものとして用いている」(Kymlicka 1995 = 1998 : 27) と指摘しており、多様に解釈されがちな文化という言葉をエスニックな意味に限定しながら使用している。ある民族が社会構成的文化であるか否かはその規模によって決定されるわけではなく、国民国家の中核を担う主流民族だけでなく、国家なき民族や先住民族もこの文化に含まれる。また、この社会構成的文化を担う民族は人種や血統によって規定されるわけではなく、成員が同様の文化を共有する集団であればよい (本稿では、“文化”、“民族”という語を「社会構成的文化」の意味で使用する)。

まず、キムリッカによれば、社会構成的文化はそこに所属する成員に自由を保障するために諸個人にとって重要なものである。諸個人が自由に生

きるためには選択肢を有意義なものとする伝統や言語や慣習、すなわち社会構成的文化が保障されていないからではない。というのも、諸個人は周囲から完全に隔離された状況で選択を行うわけではないからである。選択は常に自らにとって最も身近な文化を参照することによってなされる。例えば、ある文化に属する個人が人生のある時点において結婚を考えると、結婚について当の文化が持っている様々な価値観 (家父長制、恋愛至上主義、財産、美の感覚) を定点にしてのみ自由に選択を行えるのである。これは文化によって選択肢の性質や幅が全く異なることを意味する。換言すれば、抽象的な自由というリアリティはそもそも存在しえないのであり、常に自由は具体性を帯びた特定の自由としてのみ存在しうる。その特定の自由を供給するものが様々な社会構成的文化なのである。

それでは個人の自由を保障するために様々な文化が確保されなければいけないのはなぜか。また、なぜ社会構成的文化は一つであってはならないのか。キムリッカによれば上記のような問いは「ある人が自らの文化を失ってしまうということ、職を失うことと類似のものとして扱っている」(Kymlicka 1995 = 1998 : 125) がゆえに誤りである。確かに人は元々自らの所属していた文化から別の文化へと移動することが出来る。そこで、移民などある種の人々が極めて上手く、自然に文化間の移動を行っているように見える。だが、キムリッカによれば、異なった文化間を人が移動することは通常、社会の性質や発展の度合に大きな差異がある場合には多くの人々にとって困難であるという。そして、たとえ自発的にそうした困難を引き受けて異なった文化に移動する人がいたとしても、そうした異なる文化への移動が強制的に要求されることはあってはならないという。それを論証するために、キムリッカはそれぞれの母文化⁹⁾への帰属が諸個人にとって持つ重要性について指摘している。というのも、私たちは人を当人の母文化から引き抜いて他の文化に移植すること

はできない（石山 2000c：996）。母文化とは、あまりにも自然に達成的なものとは異なる帰属的な意味で本人のアイデンティティの一部になっているために、簡単に本人と切り離せるような類のものではないのである。従って、仮にある個人が母文化から切り離されたとしたら相当な痛みが伴うと考えるのが必然的と言える。

以上のような検討の結果、平等主義の観点から、多数派の文化のみでなく少数派の文化の保護が要請される。社会構成的文化は諸個人の自由と平等、そしてアイデンティティの承認のために何としても確保されるべきものとなった。マイノリティ文化はどれもそれが含まれる主流文化と比較して極めて劣勢な立場に置かれている。そのため、これらのマイノリティ文化は自治権、特別代表権のような「集団別権利（group-differentiated citizenship）」によって制度的に保護されることが正義の観点から正当化されるのである。

3.2. キムリッカ理論のリベラリズムによる基礎づけ

キムリッカは自らの理論を自由主義的な多文化主義であると公言している。それは、本人も認めているように、彼が自由主義に最大の根拠を置きつつ自身の文化保護の理論を構成しているからである。そのため、以下ではキムリッカの多文化主義理論の自由主義的な側面について考察していく。

彼は自由主義すなわちリベラリズムは個人主義と平等の理念を伴っているとす。この場合の個人主義とは、道徳的価値を担う究極的単位は個人であり、あらゆる制度はそれが諸個人に対していかなる貢献をするかによって評価されるべきだという原理である。他方、この場合の平等の理念とは、法は諸個人を等しく尊重しなければならない、という最も抽象的な意味におけるものである（石山 2000c：990）。その上で、個人は自由に生きる権利が与えられているとする。この場合の自由は個人が生きる上でかけがえのないものと考えられている。そのため、国家のような外部の勢力から

の個人へのパターンリスティックな干渉は否定される。個人は自らの内面の倫理的信念によって導かれねばならないのである。

けれども、自由に基づく信念や価値には誤る可能性が常に付きまとう。そのため自らの価値観や信念について新たな情報や経験に照らして合理的に評価を下し、仮に当初の自らの信念が誤っていることに気づいたならば、それを修正することもできるということが重要になる。つまり、自由主義は自らの信念に基づいた選択の自由だけでなく、自らの依拠する信念について合理的に評価し、修正できることも重視している。

以上のような議論を前提に考察すれば、社会構成的文化というものが決してその性格を固定せずに、内部で望まれたものであれば、変化することが許されているということを意味する。自由というものが文化保護の理論との関係で注目されるべきなのは、共同体主義者が文化の静的な存続を主張しているのに対し、文化の修正可能性を認めているためである。文化に所属する個々の成員の自由な行為の集積の結果、当の文化の性格が変容することがあっても、それは何ら否定されることではないし、文化それ自体が消滅することでもない、とキムリッカは主張する。このことはマイノリティの権利としての集団別権利の行使の際、「対内的制約（internal restriction）」が否定されることも理解できる。自由主義の観点からは、たとえ集団の文化の保護という理由があっても集団に属する諸個人の自由を抑圧することは許されないのである。このことは、文化とはあくまで個人の自由を可能とするための条件なのであり、自由を保障すべき文化が個人を制約してよいはずがない、という意味で文化の保護とは何ら矛盾しないのである。つまり、キムリッカの多文化主義とは文化の内容の多様性は許容するが、形式はリベラルでなければならない、というものであると言えよう。

彼の文化の保護の理論が自由主義的であると考えられるのは以上のような点からである。そこで、上記の議論との関連で、キムリッカが文化の消滅

をどのようにイメージしているのか示す必要がある。

キムリッカは文化の消滅を次のようにイメージしている。キムリッカは、先述の理論の整理に照らせば、社会構成的文化の消滅という事態は、①その基盤となる言語が弱体化すること、②諸制度や価値観の変化があまりに急激であること、③共通のアイデンティティが失なわれること、④領土的自治を喪失すること、といった四つの条件のうち、いくつかあるいは全てが満たされた場合に起こると考えているように思われる（Kymlicka 1995=1998：113-118, 322注（29））。けれども、同時にキムリッカは文化の存続を保障するこれらの諸条件が、個人の自由な行為の集積の結果失なわれ、文化が消滅してしまっても良いという見解をとる⁷⁾。こうした見解は一見奇妙に思われるかもしれないが、キムリッカによれば何ら矛盾するものではない。というのも、キムリッカは第一にそもそも個人の自由を最大限の根拠を置いており、第二にフランス系住民の諸制度や価値観を変化させたカナダ・ケベックの「静かな革命」の事例を取り上げ、文化それ自体の存在とその性格の変化とを区別しなければいけない、と指摘しているからである。（同上：158）。この変化によってフランス系住民は「田舎風でカトリック的、保守的、家父長制的な考え方を共有していた」過去と決別し、一見してより自由な英国風の価値観を受容するようになったが、それでもケベックとしてのアイデンティティを失わなかったのである（同上：130-2）。

4. 個人の自由と文化保護の葛藤——文化保護の理論の限界／可能性

4.1. 自由主義理論による文化保護の困難

以上でなされたキムリッカ理論の検討によって、キムリッカの理論が社会構成的文化の保護を主張しており、その根拠を自由主義に置いていることが明らかになった。また、第二章においてテイラ

ーとハーバーマスの理論を文化の保護の観点から再構成した結果、両者の相違点と共に、自由主義に根拠を置くという類似点が判明した。けれども、果たしてこの自由主義という立場から第三世界の文化の保護を主張することは可能なのだろうか。筆者はこのような問いの中で、すでに取り上げた三者の理論による文化保護をめぐる困難について以下で考察する。

テイラーであれば、第二章における相違点①～③のテイラーの見解に照らして、第三世界の主流文化は差異に好意的なタイプの自由主義でもってローカルな伝統文化を尊重すべきであり、また、未来においてもその地に同様の文化が存在するように文化の存続を図るべきであり、そして、西欧的な価値観に満ちた憲法（あるいはそれに準ずる法律）を民族的少数派文化に押しつけるべきではない、と答えることだろう。このテイラーの立場は文化に対して本質主義的アプローチをとるある意味できわめて保守的なものであり、その上、場合によっては個人の自由に対して最も抑圧的なものと考えられるが⁸⁾、それでも文化の保護に関してはきわめて有効であると思われる。

一方、テイラーに対置されるハーバーマスは、同じく第二章の相違点①～③のハーバーマスの見解に照らして、民主的立憲国家における法体系は基本的権利の普遍的な内容の反映であるだけでなく、特定の生の形式の表現でもあるため、民族文化を排除するものではなく、また、文化や伝統は個人の自由な意思によって保存の諾否が決定されるべきであるため伝統的原理主義は受け入れがたく、そして、合理的妥当性を有する憲法は公共圏の発達に基づいた民主的なプロセスによって特殊な文化にも平等を保障する、と論じるだろう。ハーバーマスの立場はこと個人の自由に対してはきわめて有効である。けれども、ハーバーマスが差異の抱擁において最大の根拠とする憲法は、少数派民族の生の形式を反映したものであるとは到底いいがたいため、ハーバーマスの主張は明らかに誤りである。というのも、第三世界において少数

派民族は歴史的に憲法やその他の法体系の作成への参加から実質的に排除されてきたからである⁹⁾。

そして、ある意味では上記のテイラーの文化保護の理論とハーバーマスの自由の擁護の理論を接合した理論家とも見なせるキムリッカは、自身の「社会構成的文化」概念に最大限の根拠を置きながら文化保護の理論を展開するだろう。その際、第三世界の憲法（またはそれに準ずるもの）自体が主流社会のための法体系であるため、少数派民族の伝統派の慣習実践は「対外的防御」としての民族マイノリティの自治権の行使の観点から正当化できる。ただ、そもそも彼の理論が諸個人の特定の文脈に応じた自由を確保するために文化の保護を訴えるものであるため、その文化が逆にそこに含まれる成員の自由を脅かしているという事態は看過できないのではないか。そのため、キムリッカは共同体の成員に対する抑圧的な自治を強制的に排除するのではなく、説得によってリベラルなものへと導くという立場を取ることで、自らの自由主義的な立場を堅持することだろう。

キムリッカやハーバーマスは、諸個人はたとえいかなる文化に属していても自由に文化の存続の諸否を決定できるべきだとしているが¹⁰⁾、仮にマイノリティ文化集団の成員の自由な意思それ自体が他の文化の影響によって生み出されているものだとしたら、自由主義は諸文化に対する真の意味での中立性と平等を主張できなくなる。このことは例えば、キムリッカが「対外的防御」と「対内的制約」とに区別している集団別権利の行使の区別を無効にする。また、ハーバーマスの依拠する自由な諸個人から成る民主的立憲国家における差異の抱擁も困難になる。自由な意思という前提を疑うということは、何が他の集団からの圧力で、何が諸個人の自由な意思なのかを区別できなくなることを意味し、このことは、他の集団の影響が、自由な意思という外見を装いながら、共同体の成員を通じて少数派文化にとって脅威となるようなかたちで共同体に対して及ぼされる、ということの意味する。個人と集団が複雑に相互作用する中

で言及されている自由とは、他と隔絶されたデカルト的な自由ではなく、関係の中で生じる社会的な自由である。またマイノリティ文化の成員がマジョリティ文化との関係で有する自由である。個人の自由は集団の境界を絶えず越境し、個人の自由は常に集団の自由に影響を及ぼさずにはいられない。マイノリティ文化は自由というなんでもありの競争市場で常に劣勢な闘いを強いられるのである。キムリッカは少数民族保護の理論を構築しておきながら、文化の保護はリベラルという条件つきでなされなければならないと断定している限りで、この点に関してきわめて鈍感である。つまりは、キムリッカやハーバーマスのように文化の保護を自由主義と両立させようとする限り、文化の権力の現実的不均等から生じる文化帝国主義的な事態を避けることはできないのである。

以上のように、第三世界の民族文化の事例に適用した場合にハーバーマス、キムリッカの理論は自由の暴力的かつ膨張的な側面を汲み取れず、テイラーの理論は自由抑圧的である点を見てきた。本章では最後に、自由と文化保護の両立におけるこれまで取り上げた三者の理論の射程をそれぞれ確認しておきたい。

4.2. 三者の理論の射程——第三世界の民族問題に照らして

三者の理論はそれぞれ西欧やその他の先進諸国においてのみ十全なかたちで実現している自由主義に基づいており、前節で指摘したように自由の文化帝国主義的な側面を考慮するならば、はるかに異なったコンテクストにある第三世界の国々にそれらを適用することは困難である。このように、三者の理論が第三世界の民族問題に適用困難であるとしても、それぞれの理論が文化の保護の局面において果たす異なった役割があるはずである。言い換えれば、三者の理論の第三世界の民族問題において持つ理論的射程がどの程度のものであるのかを検証する必要がある。ということで、以下では三者の理論の互いに異なった理論上の意義を

順次みていきたい。

まず、テイラーの理論であるが、他の二者と区別するために、便宜的に「異文化尊重の文化保護の理論」という名前を与えておきたい。さて、テイラーが文化の保護について考える上で多大な貢献をなしたと考えられるのは、以下のような点からである。テイラーによると、自由主義化した近代には、第一に「文化的な」捉え方、と第二に「脱文化的な」捉え方の、二つの文化観が存在しているという（池端 1997：126-130）。前者は、近代的西洋文化は他の文化とは異なる独自の文化の発展形態であると考えられる。それに対して、「脱文化的な」文化観は、近代的西洋文化とはある能力の開花であり、西洋ではじめに開花したとしてもいづれ適切な条件が整えばあらゆる文化がそうなるべきものとする。テイラーによれば、両者はそれぞれ問題があるにしても、特に後者は、それが、世界の別の地域で創造されたオルタナティブな近代の代替性を理解せず、やがては自分の文化を他の文化に投影して理解しようとする自民族中心主義に陥るため問題であるという。このように、テイラーは他者が自分と似ているために評価されるようなアイデンティティの承認を否定しており、西洋中心主義の問題と真摯に向き合っている（Taylor 1994=1996：98）。そして、この点こそが少数派文化が主流文化に対して自らを肯定的に対置することのできる根拠となるのである。

次に、ハーバーマスの理論には「法社会学的文化保護の理論」という名称を与えておきたい。彼の文化保護の理論は法社会学的に構成されている点の特徴である。既に第二章で見えてきたように、法治国家において個人は公的に自律的な存在であると共に、私的に自律的な存在でもある。それは、民主プロセスにおいては、法律上の個人が法の宛て先であると同時に法の起草者でもあることに通ずる（Habermas 1996=2004：294）。このような相補的な関係にある近代法は諸個人（諸集団）の生の形式を平等に承認しようとするのであり、それは文化変容による同化と政治的社会化を厳密に

区別する法律的手続きによって文化の保護を行う。このように、ハーバーマスの理論は、主流文化と少数派文化との間の非対称的関係を憲法（法律）によって調整するのであり、文化の保護を憲法が保障する生の形式の平等な承認という原理に基づいて行うのである。以上のように、少数派文化は自らの生の形式を反映した憲法によって主流文化を制約することで文化の存続を図るのである。

そして筆者は、キムリッカの理論には「国民国家相対化の文化保護の理論」という名称を与えたい。キムリッカは従来の自由主義国家が自らの社会構成的文化を保護・促進してきたのと同じだけ少数派の文化を保護してこなかった、という前提から文化の保護を主張する。20世紀以前の西欧を中心とした国民国家は少数派民族に対して同化圧力をかけ続けたが、そうした政策は少数派民族のアイデンティティを根絶するどころか、国家に対する帰属意識の低下や分離主義の亢進という事態をもたらした。また、同化圧力は現実的な意味だけでなく、規範的な意味でも、主流文化に国家建設の権利があるなら少数派文化にも同様の権利が与えられてしかるべきである、という「相補性（reciprocity）」の原理に照らして否定され、単一の文化による国民国家の建設の正当化は困難になった（Kymlicka 2002=2005：506-8）。そのため、20世紀に入ってこれらの国家は何らかの自治権の導入を検討する明らかな傾向を示している。以上のように、文化の保護においてキムリッカ理論のもつ意義は、少数派の民族文化が国民国家内において自治を獲得する道筋を照らし出している点に求められる。

以上、三者の理論の第三世界における文化保護の局面での射程について整理してきた。簡潔に整理し直すと、テイラーは西洋文化を普遍とせず、文化の尊重はそれぞれがもつ特殊性に応じてなされるべきだと考えて文化の保護を主張した。また、ハーバーマスは近代自由主義国家の中核をなす憲法が様々な生の形式を平等に抱擁すべきだと考えている点で、文化の保護に有効であった。そして、

キムリッカは従来の国民国家における主流文化の特権性を批判し、民族文化形成の平等な権利を主張することで文化の保護を主張した。このように三者の理論はそれぞれ異なる位相において文化の保護に寄与しうると言えるのである。

5. 結論——文化保護の理論の到達地点

本稿において、筆者は多文化主義論争におけるテイラーとハーバーマスの理論を検討し、両者の文化保護の方法の違いと少数派文化に対する見解の相違を見てきた。また、二者の理論が平等主義と自由主義を本質的に高く評価しているという類似点を見てきた。他方、キムリッカの文化保護の理論が、移民を中心に論じている上記の二人の理論家とは異なり、少数派民族の文化の保護にも言及しているため、第三世界の国家における民族文化をめぐる問題に対して比較的有効なアプローチとなる点を確認してきた。

その後の第四章では、三者の理論を第三世界の問題に適用し、文化保護への有用性と個人の自由の尊重という観点から評価してきた。その際、三者の理論が個人の自由が文化保護の局面において含意する複雑な意味合いを論じきれていないという点が指摘された。別の言い方をすれば、西欧的なものの優位を前提にした場合の「ごちなさ」について論じているテイラーを除いては、文化の権力の格差から生じる文化帝国主義的な事態に、従来の文化保護の理論はきわめて鈍感であった。

そして、最後に第三世界の民族問題における三者の理論上の射程をそれぞれ検証してきた。それぞれの理論は文化の保護において異なった困難を抱えていると共に、異文化の尊重、生の形式の受容、少数派文化への自治の付与という異なった意義を持っていることを確認した。

以上のような考察の結果、第三世界の少数民族の文化を保護しようとするとき、文化保護の理論は、理論上様々な諸文化間の平等を前提にしたとしても、自由主義的な立場に固執しては実際

上文化の保護を適切なかたちで果たすことができない、ということが明らかになった。自由主義の無差別的な適用は、様々な文化間の権力の圧倒的な格差のため、現地の文化に破壊的な影響を及ぼす。仮に、個人の自由というものが決して侵されてはならない神聖不可侵なものとして前提された場合でも、その自由は個々の特殊な文化のコンテクストに応じて創出された自由でなければならない。つまり、ハーバーマスも指摘しているように、個々の「生の形式」を反映した自由が確立されなければならない。一般性を帯びた文化保護の理論は、それらを精緻化・発展させるにせよ、あるいはそれぞれの利点を活かして組み合わせ・総合するにせよ、個々の特殊事例に適用される際には、必ず現地の文化に順応することで特殊性を帯びた文化保護の理論になることが求められている。アフリカのサハラ以南の諸国で生じている部族間抗争、ラテンアメリカの白人系エリート—混血人種—先住民の間で固定化した階層、イスラム世界の原理主義的な宗派・部族間対立、アジア各国の少数派への同化圧力を伴った従来型の国民国家体制の強化といった、第三世界の民族問題を扱うような理論が、上記の三者の理論の発展型であれ、新たに構想されたものであれ、現在必要とされているのである。

注

- 1) ここで言及している少数派民族とは、自前の国を持たない民族として、ウェールズ人、旧ユーゴを構成していた諸民族、バスク人、カナダ・ケベック人、クルド人、チベット人等、また先住民族として、北米先住民、ハワイ先住民、オーストラリア・アボリジニ、ラテンアメリカの先住諸民族等を念頭においている。先住民族とその他の少数派民族との区別は必ずしも明確ではないが、本稿では大航海時代以降のヨーロッパによる植民地主義政策によって少数派の地位に追い込まれた諸民族を先住民族として区別する。
- 2) キムリッカ [1995 = 1998 : 16] は、西洋の民主主

義諸国の大部分が国内に複数の民族抱えているという意味で「多民族国家 (multination state)」であると規定しているが、筆者はそのような意味で東南アジア諸国や中国やメキシコ等も国内に少数派民族を抱える多民族国家であると解釈している。本稿で対象とするのはそのような非先進諸国や第三世界諸国において生じている文化をめぐる問題である。

- 3) テイラー [1985=1994] は、「アトミニズム」において、ポップズやロックのような社会契約論を展開した思想家やその流れを汲むロバート・ノージックの理論的立場に自らを対置させて次のように主張する。人間は原初状態においては選択の出来ない状態にある。その人間が自己決定が出来るまでに自律的なアイデンティティを成長させるためには社会を必要とする。その社会は、個人の自律的な意思決定の権利を承認しつつも、公的な活動についての討議において発言することを要求する。よって人間は、自由でありたいなら社会的でなければならない。
- 4) この場合、テイラーの言う多文化的世界とは、適切な承認を与えるのを拒む集団と承認を求める集団との間の闘争の結果として「正当な承認における均衡」が実現したなら、承認された集団の内的多様性が次第に増していくような、そのような共存をイメージしていると思われる
- 5) チャールズ・テイラーのアイデンティティ論を解説したものとして田中 [1995] が挙げられる。田中は、従来自由主義—共同体主義の文脈で理解されてきたテイラーのアイデンティティ概念を、言語観・人間観の文脈からその実存主義的な含意の理解を試みている。
- 6) キムリッカ [Kymlicka 1995 : 84-93] 自身は諸個人の出身文化に“their own culture”、あるいはより簡潔に“one’s culture”という用語をあてているが、石山 [2000c : 996] は、出身の社会構成的文化のことを、母語にならって「母文化」と呼んでおり、本稿でもその用語を使用する。
- 7) 竹下 [1998 : 193] によれば、第一の「個人主義的

な文化」では諸個人は各自で善き生き方を選択してアイデンティティを形成する。それに対し、第二の「集団主義的文化」では集団が善き生き方を諸個人に授与する。この文化の区分に照らせば、キムリッカは前者の文化概念を選択していることになる。

- 8) テイラー [1996 : 16] は、テイラー理論のアイデンティティの本質化の側面に対する批判を受けて、個人にとっての特定のアイデンティティが全体的アイデンティティになったり、そうなるように指図することの危険性の指適に同意している。
- 9) 中近東諸国に散在するクルド人、スペインのバスク人、スリランカのタミル人、日本のアイヌ人、中国の56の少数民族などの事例において、少数派民族と主流民族の間で国家の制度をめぐる深刻な対立が生じている。
- 10) 日暮 [2004 : 67-8] は両者の理論の類似点として自由主義を挙げている。また、その相違点としてそれぞれの文化概念が言語・政治制度・慣行等も含む「社会構成的文化」と、それらを含まない手続きの「立憲主義的政治文化」とで異なっている点を挙げている。

参考・引用文献

- Habermas, Jürgen., 1990, *Strukturwandel der Öffentlichkeit: Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft*, Neuauflage, Frankfurt am Mein : Suhrkamp Verlag. (=1994, 細谷貞夫・山田正行訳『公共性の構造転換——市民社会の一カテゴリーについての探究』未来社.)
- , 1994, “Anerkennungskämpfe im Demokratischen Rechtsstst,” Amy Gutmann ed., *Multiculturalism: Examining the Politics of Recognition*, Princeton : Princeton University Press. (=1996, 佐々木毅ほか訳『マルチカルチュラルイズム』岩波書店.)
- , 1996, *Die Einbeziehung Des Anderen : Studien zur politischen Theorie*, Frankfurt am

- Main: Suhrkamp Verlag. (=2004, 高野昌行訳『他者の受容——多文化社会の政治理論に関する研究』法政大学出版局.)
- 日暮雅夫, 2004, 「多文化主義における政治文化の問題——キムリッカとハーバーマス」盛岡大学比較文化研究センター編『比較文化研究年報』盛岡大学比較文化研究センター.
- 池端忠司, 1997, 「近代・アイデンティティ・公共圏——チャールズ・テイラーのハーバーマス批判に寄せた見解の素描」『香川法学』香川大学.
- 石山文彦, 2000a, 「多文化主義理論の法哲学的意義に関する一考察(一)——ウィル・キムリッカを中心として」『国家学会雑誌』国家学会事務所.
- , 2000b, 「多文化主義理論の法哲学的意義に関する一考察(二)——ウィル・キムリッカを中心として」『国家学会雑誌』国家学会事務所.
- , 2000c, 「多文化主義理論の法哲学的意義に関する一考察(三)——ウィル・キムリッカを中心として」『国家学会雑誌』国家学会事務所.
- , 2001a, 「多文化主義理論の法哲学的意義に関する一考察(四)——ウィル・キムリッカを中心として」『国家学会雑誌』国家学会事務所.
- , 2001b, 「多文化主義理論の法哲学的意義に関する一考察(五)——ウィル・キムリッカを中心として」『国家学会雑誌』国家学会事務所.
- , 2002, 「多文化主義理論の法哲学的意義に関する一考察(六・完)——ウィル・キムリッカを中心として」『国家学会雑誌』国家学会事務所.
- Kymlicka, Will., 1995, *Multicultural Citizenship: A Liberal Theory of Minority Rights*, Oxford: Oxford University Press. (=1998, 角田猛之ほか監訳『多文化時代の市民権——マイノリティの権利と自由主義』晃洋書房.)
- , 2002, *Contemporary Political Philosophy: An Introduction* 2th ed., Oxford: Clarendon Press. (=2005 千葉眞訳『新版現代政治理論』日本経済評論社.)
- 竹下賢, 1998, 「多文化主義の規範理論の法哲学的検討——キムリッカ『多文化時代の市民権』をてがかりに」『関西大学法学論集』関西大学.
- 田中智彦, 1995, 「アイデンティティの現象学——チャールズ・テイラーにおける個人主義の基礎」『早稲田政治公法研究』早稲田大学大学院政治学研究科.
- Taylor, Charles., 1985, *Atomism: in Philosophy and the Human Sciences*, Cambridge: Cambridge University Press. (=1994, 田中智彦訳「アトミニズム」『現代思想 vol.22-5』青土社.)
- , 1994, “The Politics of Recognition,” Amy Gutmann ed., *Multiculturalism: Examining the Politics of Recognition*, Princeton: Princeton University Press. (=1996, 佐々木毅他訳『マルチカルチュラルリズム』岩波書店.)
- , 1996, 「多文化主義・承認・ヘーゲル」(=岩崎稔・辻内鏡人訳『思想 No.865』岩波書店.)